

社会福祉法人中央福祉会 役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人中央福祉会定款（以下、「定款」という）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第2条 役員等が理事会及び評議員会等に出席したときは、報酬として日額一万円を支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合には、第4条に定める日当等については、これを支払わないものとする。

2 監事が理事会等開催日以外の日において、法人及び施設における監査業務にあたった場合には、日額一万円を支払うことができる。

(費用弁償)

第3条 費用の弁償は、役員等が法人業務のため出張旅行する場合の旅費とする。

2 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊費の計算により支給する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

3 日当及び宿泊費については別表によるものとし、法人所有の自動車を除く自動車で移動した場合、1kmにつき37円を支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、それぞれ理事会又は評議員会に出席し、出席日が毎月15日以前の場合には、出席月の25日に支払い、16日以降の出席の場合には、翌月の25日に支払うものとする。ただし、支払日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、金融機関の前営業日に支払うものとする。

2 報酬等は通貨をもって本人の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

(付 則)

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別 表

日 当	宿 泊 料	
	甲 地 方	乙 地 方
1, 9 0 0 円	8, 9 0 0 円	7, 9 0 0 円

- (注) 1. 甲地方とは東京都・大阪市・名古屋市・横浜市・京都市及び神戸市をいい、乙地方とはその他の地域をいう。
2. 定められた宿泊施設に宿泊する場合は、その定められた宿泊料とする。